

環境経営レポート

令和4年度

報告期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日



発行日 令和5年9月1日

株式会社 京福商店

目次

・環境経営方針	p.1
1.事業概要	
事業規模	p.2
許可・認証登録	p.3
実施体制	p.4
弊社の業務内容	p.5
2.環境経営目標と環境経営計画	p.6
3.環境経営計画の内容	p.7
4.今年度の実績	p.8
5.環境関連法規等	p.9
6.翌年度環境経営目標および取組内容	p.11
7.代表者による全体の評価と見直し	p.12

～環境経営方針～

【基本理念】

我々は、社会の一員として、地球環境の復元、保全が人類共通の課題であることを認識し、経営の最重要課題と位置付け、資源リサイクル事業を通じて、循環型社会の創造、持続可能な社会の実現を目指し、快適で住みよい社会を次世代へと引き継ぐことに貢献します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄に依存した脆弱な経済構造より脱却し、資源循環型の安定的経済構造への転換を図ることで安定した雇用を創設し、より安心して暮らせる社会の創造を目指します。

【行動指針】

我々は、資源リサイクル事業とはいえ、環境に対して何らかの影響を与えていることを認識した上で、特に以下の環境保全活動を推進します。

1. 飲料容器の中で最も環境負荷の低いリターナブルびんの普及や、効果的なりサイクル事業推進のための調査・研究・啓発活動を推進します。
2. 事業に関する諸法令、規制等を遵守し、安全確実に業務を遂行します。
3. 事業活動により発生した二酸化炭素・廃棄物の年間総排出量と総排水量について取組項目に目標値を設けて管理を行います。
4. 使用車両の燃費向上に取り組みます。
5. グリーン製品を積極的に購入します。
6. 従業員に対し、安全・環境教育を実施します。

平成 23 年 6 月 22 日 制定

平成 25 年 4 月 2 日 改訂

株式会社 京福商店

代表取締役 笠井 聡志

1.事業概要

【事業者名】 株式会社京福商店 代表取締役 笠井聡志

【設立】 昭和31年8月10日

【所在地】 東京都大田区京浜島二丁目15番3号

【資本金】 1,000万円

【売上高】 548百万円(令和4年度)

【事業所規模】 (令和5年3月31日現在)

- ・従業員数 77名
- ・延べ床面積 1,382.32 m²
- ・保有車両 40台

平ボデー	2t車	26台(内CNG車5台)
	4.6t車	1台
	3t車	1台
	1.25t車	1台
ダンプ	3.7t車	1台
塵芥車	2t車	7台(内CNG車3台)

軽自動車	3台
フォークリフト	4台



左: CNG仕様の平ボデー
右: CNG仕様の塵芥車

・施設内使用機器

機器	処理品目	選別方法	処理量
ベルトコンベア	空き瓶	人の手で色選別	16t/日
缶プレス機	空き缶	磁力でアルミとスチールに選別	1t/日



左: ベルトコンベア
右: 缶プレス機

【事業内容】

空き瓶、空き缶、ペットボトル、古紙等再生資源の回収	酒類、飲料水および食品容器の回収並びに販売事業
リサイクル並びに販売事業	産業廃棄物収集運搬事業
一般貨物自動車運送事業	上記に付帯する事業

【許可・認証登録】

東京都廃棄物再生事業者登録 第55号	
登録年月日	平成9年12月12日
事業内容	空き瓶・空き缶の再生事業

一般貨物自動車運送事業	
事業者番号	460006359
許可日	平成12年3月31日
営業区域	東京特別区

産業廃棄物収集運搬事業		
都道府県	東京都	神奈川県
許可番号	第13-00-073612号	01400073612
許可日	令和2年11月27日	令和4年8月3日
有効期限	令和7年11月26日	令和9年8月2日
許可の種類 (13種類)	汚泥	木くず
	廃油	繊維くず
	廃酸	動植物性残渣
	廃アルカリ	ゴムくず
	廃プラスチック類	金属くず
	紙くず	
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	

【処理実績】

空き瓶	4,994.8t	アルミ缶	168.4t	スチール缶	108.4t
-----	----------	------	--------	-------	--------

産廃収集運搬	自社運搬のみ 71.620000t
--------	-------------------

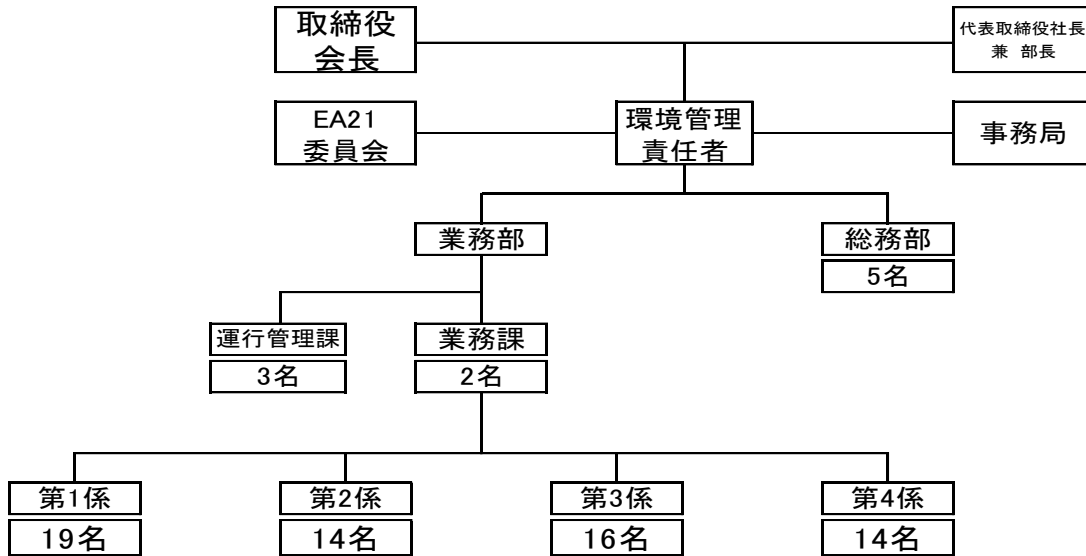
【処理料金】

見積もりによる

【事業年度】

4月1日より翌3月31日

【実施体制】（令和5年3月31日現在）



役職	責任および権限
代表取締役社長	1.環境管理責任者の任命 2.経営における課題とチャンスの明確化 3.環境経営方針の制定 4.環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備 5.環境経営システムの定期的見直しの実施 6.社内情報の外部公開可否決定
環境管理責任者 (EA21 事務局)	1.環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 2.社長への環境経営システムの実施状況報告 3.諮問機関である環境委員会の運営 4.推進機関であるEA21EMSの事務局運営 5.それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施 6.関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底 7.環境関連文書および記録の作成・整理
部門責任者	1.環境経営システムの方針、実施計画を自部門で実施、維持、継続的改善 2.環境上の緊急事態への準備および準備

【環境保全関係の担当者連絡先】

担当者 笈川 孝明

連絡先 TEL : 03-5755-7031 FAX : 03-5755-7036

弊社の業務内容

家庭(資源ゴミの日に排出)



びん



缶



ペットボトル



紙類



自治体からの委託により収集

※ 自社へ運搬するのは、ビンとカン



自治体からの委託により収集

※ 他社へ運搬するのは、ペットボトルと紙類

自社工場(選別)

他社工場(選別)

ガラスびん工場
びん商

ガラス

アルミ
スチール

紙類

再資源化工場

2.環境経営目標と環境経営計画

表-1 中期環境経営目標の主な項目

		令和3年度(基準年)	令和4年度目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
使用電力量	kWh	67,096	66,761	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比	
	kg-CO ₂ (太陽光発電以外)	25,228	25,102	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%	
自動車燃料 消費量	軽油	L	72,867	72,503	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比
		kg-CO ₂	187,996	187,057	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%
	ガソリン	L	10,990	10,935	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比
		kg-CO ₂	25,496	25,369	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%
	CNG	m ³	38,951	38,756	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比
		kg-CO ₂	86,471	86,038	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%
その他ガス類	kg-CO ₂	2,043	2,033	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比	
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	327,501	325,864	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%	
燃費改善	軽油	km/L	6.31	6.34	対令和2年度比	対令和3年度比	対令和4年度比
	CNG	km/m ³	3.62	3.64	0.5%	0.5%	0.5%
産廃排出量	kg	58,620	58,913	対令和2年度比 0.5%※	対令和3年度比 0.5%	対令和4年度比 0.5%	
水消費量 (排水量)	m ³	780	776	対令和2年度比 ▲0.5%	対令和3年度比 ▲0.5%	対令和4年度比 ▲0.5%	
事務用品費に占める グリーン製品の割合	%	55	55	55%以上	55%以上	55%以上	
啓発活動等	回数	3	コロナのため、自粛	自粛	自粛	自粛	

注1 電力の二酸化炭素排出係数 0.376kg-CO₂/kwh (2022年度の東電の調整後排出係数)

※本年度より達成目標を見直した

3.環境経営計画の内容

数値目標を達成するための取組

- ① 二酸化炭素排出量の把握
 - ・不在時および最終退出時の消灯、空調の電源を切る、空調設定温度の管理(冷房 26℃以上、暖房 22℃以下)
 - ・太陽光パネルの稼働(2020年7月)
 - ・事務室内の蛍光灯をLEDへ変更
 - ・エコドライブの推進
 - 燃料(軽油・ガソリン・天然ガス)使用量の把握
 - 運転技術指導(早めのシフトアップ指導、アイドリングストップ等)

- ② 廃棄物排出量の把握
 - ・9種分別の徹底
 - 可燃ごみ、不燃ごみ、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、ダンボール、その他紙類、産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

- ③ 水使用量の把握
 - ・洗車時の水を出しっぱなしにしない
 - ・蛇口をプッシュ式へ変更
 - ・ホースノズルをスイッチ式へ変更

- ④ 事務用品費に占めるグリーン製品の割合
 - ・アスクル等のカタログにて確認し、可能な限りグリーン製品を購入する

- ⑤ 啓発活動等(低公害車の導入推進)

弊社では環境に配慮した低公害車を平成14年度から導入しており、令和5年3月現在8台の低公害車(保有車両の20%)を稼働しております。また、年式の古い車両も順次低燃費のディーゼル車へ置き換えを進めています。



圧縮天然ガス(CNG)仕様

- ⑥ その他の取組
 - ・リターナブルびんの普及・啓発
 - ・安全・環境教育の実施
 - ・京浜島内一斉清掃への協力
 - ・ペーパーレス化による書類の削減

4.令和4年度の実績

表-2 取組の実績と評価

推進項目			令和4年度目標	実績	目標比(%)	原因・理由	
1-1	使用電力量	kWh	66,761	71,351	107	現場作業員の体調管理のため、休憩室にエアコンを1台増設したことに因る。	
		kg-CO ₂ (太陽光発電以外)	25,102	26,828			
1-2	自動車燃料消費量	軽油	L	72,503	103	軽油:1月下旬以降、燃費の悪いパッカー車の使用頻度が多くなったため。 ガソリン:短距離走行の業務に因る。 CNG:熟練ドライバーの「急」操作の減少に因る。	
			kg-CO ₂	187,057			192,811
		ガソリン	L	10,935	110		
			kg-CO ₂	25,369			28,046
		CNG	m ³	38,756	93		
kg-CO ₂	86,038		80,705				
1-3	その他ガス類	kg-CO ₂	2,033	2,034	100	当項目に最も影響する軽油の消費量が、前年度比で変化が少なかったため。	
1-4	二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	325,864	330,710	101		
1-5	燃費改善	軽油	km/L	6.34	6.12	97	軽油:故障頻度の多い車輛を使用 CNG:運転技術(シフトアップ)向上が、それぞれ影響した。
		CNG	km/m ³	3.64	3.73	102	
2	産廃排出量	Kg	58,913	71,620	122	夏季に不要な道具類を処分したため。	
3	水消費量 (排水量)	m ³	776	822	106	新車バッカー2台の洗車頻度が多く、洗車面積も大きいことが影響した。	
4	事務用品費に占める グリーン製品の割合	%	55	77.7	141	総務部の環境配慮への意識による。	
5	啓発活動等	回数	自粛	自粛	-	コロナ禍で自粛していた。	

注1: 化学物質(PRTR法対象のもの)は使用していないので環境目標から除外

注2: 一般廃棄物は排出量が少ないため、環境目標から除外

5.環境関連法規への違反、訴訟等の有無

表-3 環境関連法規等

法令名	法令等の遵守すべき内容	法令の適用を受ける設備・行為	遵守状況
環境基本法 8条	事業者の責務		○
循環型社会形成推進基本法 3～8・11条	持続可能な社会のための自主的・積極的活動 製品の長期的使用、廃棄物の発生抑制、再利用 再生利用、熱回収、適正処分		○
容器包装リサイクル法 4・6・8・10条	容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化	びん分別回収事業 びん選別処理事業	○
廃棄物の処理および清掃に 関する法律 1・3・11・12・14条・20条の2項	廃棄物の事業者責任、自社運搬の基準、処分の委託、 マニフェスト管理、収集運搬業許可要件、廃棄物再生事業登録	びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 廃棄物収集運搬	○
自動車リサイクル法 5・8条	所有者の責務 使用済み自動車の引渡し義務	使用車輛	○
自動車 NOx-PM 法 4・6・8・12～14条	事業者の責務 窒素酸化物、粒子状物質対策地域 排出基準(車種規制)	びん・かん分別回収事業 びん・かん等出荷 廃棄物収集運搬	○
フロン排出抑制法 16条1項、19条1項、 28～32条、43条、86条	すべての者 第一種特定製品の簡易点検 第一種特定製品の廃棄時に委託確認書の発行 及び引取証明書の入手、保管	特定製品の冷媒フロン類の みだり放出禁止 管理者判断基準の順守 フロン類算定漏洩量等の報告 エアコン7台	○
消防法 17条	消防設備の設置	社屋	○
グリーン購入法 5条	事業者の責務	物品の購入	○

都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 34・35・37・39・43・52・53・57・ 63・64 条	公共交通機関の利用、低公害車、低騒音車の利用、 適正な整備、適切な運転 粒子状物質排出基準、アイドリングストップ、粒子状物質を 増大させる燃料の使用禁止		○
都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 2 条 7 項、81 条 1 項、84 条 2 項	工場認可 認可基準		○
東京都廃棄物条例 8・10・14 条	事業者の責務 廃棄物の減量等 報告等	業務全般	○
大田区廃棄物の減量および 適正処分に関する条例 8 条	事業者の責務	びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 事業系・一般廃棄物の廃棄	○
大田区事業用建物における 廃棄物の減量および適正処理 に関する指導要綱	事業者の責務 廃棄物管理責任者の選任 廃棄物の減量・リサイクルの推進	びん・かん選別処理事業 選別処理後の残渣物の廃棄 事業系・一般廃棄物の廃棄	○

【苦情、違反、訴訟等】

近隣からの苦情が 1 件：会社前にガラス瓶の破片が散らばっており、自転車のタイヤがパンクした。

環境関連法規への違反、訴訟はありませんでした。

また、関係当局よりの違反等の指摘も過去 3 年間ありませんでした。

6.令和5年度環境経営目標および環境経営計画

表-4 令和5年度環境目標および取組内容

1～3は前年度の-0.5%

推進項目			令和5年度目標	環境経営計画	
1-1	使用電力量	kWh	70,994	不在時消灯 最終退出時のスイッチチェック エアコンの設定温度厳守 照明のLED化 太陽光パネルの稼働	
		kg-CO ₂ (太陽光発電以外)	26,693		
1-2	自動車燃料消費量	軽油	L	74,359	エコドライブの推進 始業前点検の実施 エアコンフィルター清掃 効率配車 アイドリングストップ 早めのシフトアップ
			kg-CO ₂	191,846	
		ガソリン	L	12,028	
			kg-CO ₂	27,905	
		CNG	m ³	36,172	
			kg-CO ₂	80,301	
1-3	その他ガス類	kg-CO ₂	2,023	上記2項目の実施	
1-4	二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	329,056		
1-5	燃費改善	軽油	km/L	6.15	運転技術指導
		CNG	km/m ³	3.74	
2	産廃排出量	kg	71,978	分別排出 次年度より+0.5%とする。	
3	水消費量(排水量)	m ³	817	節水の奨励 蛇口はプッシュ式へ変更	
4	事務用品費に占める グリーン製品の割合	%	55	アスクル等での確認 ペーパーレス化の実施	
5	啓発活動等	回数	-	自粛	

注1：化学物質(PRTR法対象のもの)は使用していないので環境目標から除外

注2：一般廃棄物は排出量が少ないため、環境目標から除外

7.代表者による全体の評価と見直し

令和4年度は、前年度と同様の取組項目で環境活動を推進した。

新型コロナウイルス感染者の発生から2年以上が経過したものの収束には至らず、常に感染対策を念頭に置いた上での事業活動となった。

事業概況は、産廃業者様が持ち込むカレットが、コロナ禍以前に比べて80%程度までしか回復しない一方、家庭より排出される資源の収集事業では回収量の減少が目立ち、令和4年度通期では、ほぼ令和元年度(コロナ禍前)の水準に戻っている。

取り組み項目のほとんどで目標未達となっている。

軽油使用量は増加、軽油車両の燃費は悪化、となったのは、令和4年1月に軽油使用のパッカー車2台を増車し、CNGパッカー車を廃車にしたことによるものと思われる。ペットボトルの扱い量増加に伴い、ペットボトルの穴あけ機能を搭載した新型パッカー車を2台増車したが、平ボディに比べて燃費が約2倍となるため、トータルで燃費効率を押し下げる結果となった。その分CNGの使用量は減少し、燃費の悪いCNGパッカー車を廃車にしたことで、期せずしてCNG車の平均燃費が向上している。

水使用量の増加は、洗車の機会が増えたことによる。事務用品費については、引き続き総務部が、物品購入にあたって積極的にグリーン製品を選定していることが奏功している。

第1倉庫屋上に設置された太陽光発電設備のおかげで、コロナ禍において電力使用量が高止まりとなる一方、購入電力量の削減に貢献した。夏場も事務所の換気が必要なため、エアコンをつける一方、窓を細目に開け換気扇を回す、といった対策も継続した。また、3F食堂にエアコンを増設したため、電力消費量の増加につながった。

啓発活動では、令和4年4月15日に、日本ガラスびん協会が中心となったプロジェクト「So Blue Action」の記者発表が行われ、私が「東京壘容器協同組合」の代表として、回収スキームの説明を行った。内容は、23区内

でインターネット販売された飲料(富士ボトリング社製ミネラルウォーター「^{あしがらせい}足柄聖河」)の飲み終えた後の空きびんを、利用者には行政回収に排出してもらい、それをリサイクルセンターでピックアップしてメーカーに返却し、洗浄後、再び飲料を充てんする「リユースシステム」を展開する、というもの。同日より、インターネット販売が開始。数量は伸び悩んでいるものの、23区の行政回収に排出された空きびんが、各区のリサイクルセンターにおいてピックアップされてリユースされている。例年、地域リサイクル組合の一員として参加していた「おおたふれあいフェスタ」「しながわECOフェスタ」は、コロナ禍の懸念から中止となった。「エコプロ」は12月7～9日に開催され、私は7日に「ガラスびん3R促進協議会」の一員として、ブースの説明員として参加した。

ホームページにおいては、今年度1回の更新を行った。YouTubeを駆使した動画により、顧客への情報発信に努めた。

2023年5月8日より新型コロナウイルスは、感染症予防法上「第5類」に分類され、季節性インフルエンザ同等の扱いとなった。いよいよ「アフターコロナ」「with コロナ」の段階に入ることになったものの、前述の通り、「家庭での消費は元に戻り、飲食店での消費は80%程度しか戻らない」状況となっている。感染予防に配慮しつつも、新規開拓による売り上げ機会の確保も必要な段階になっている。